

## 令和9年度中野区地域包括支援センター運営方針について



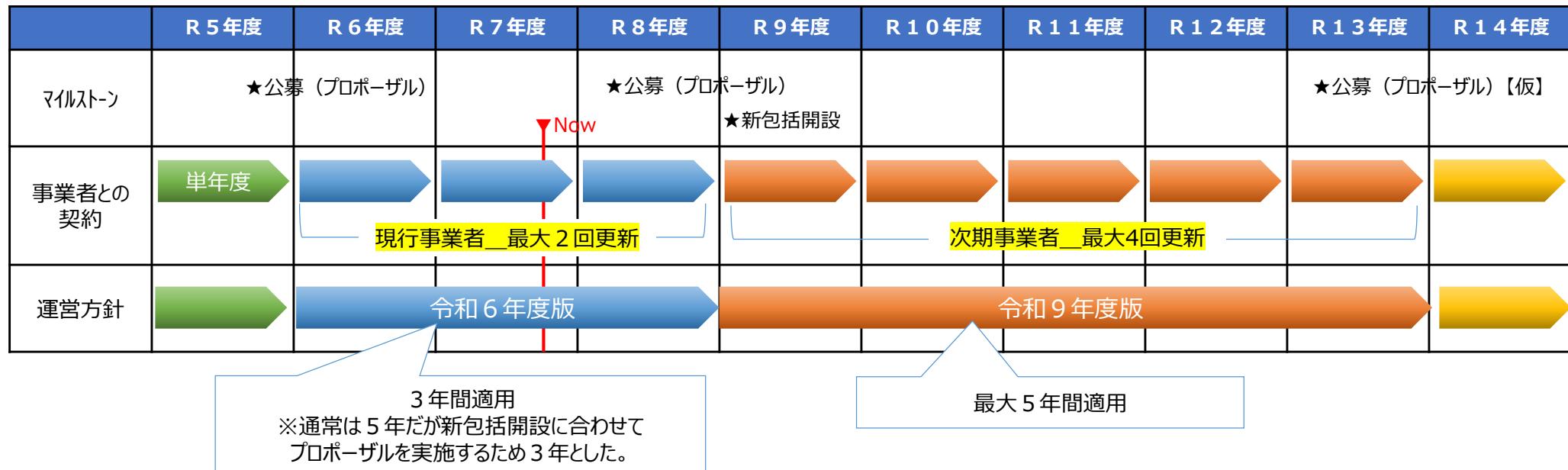
# 1. はじめに

令和8年度に地域包括支援センターの公募（プロポーザル）を実施予定であるため、プロポーザルの際に掲載する令和9年度版運営方針の案を作成したのでご確認いただきたい。

## ＜運営方針＞

地域包括支援センターの包括的支援事業の実施方針を示したもの

## ＜ロードマップ＞



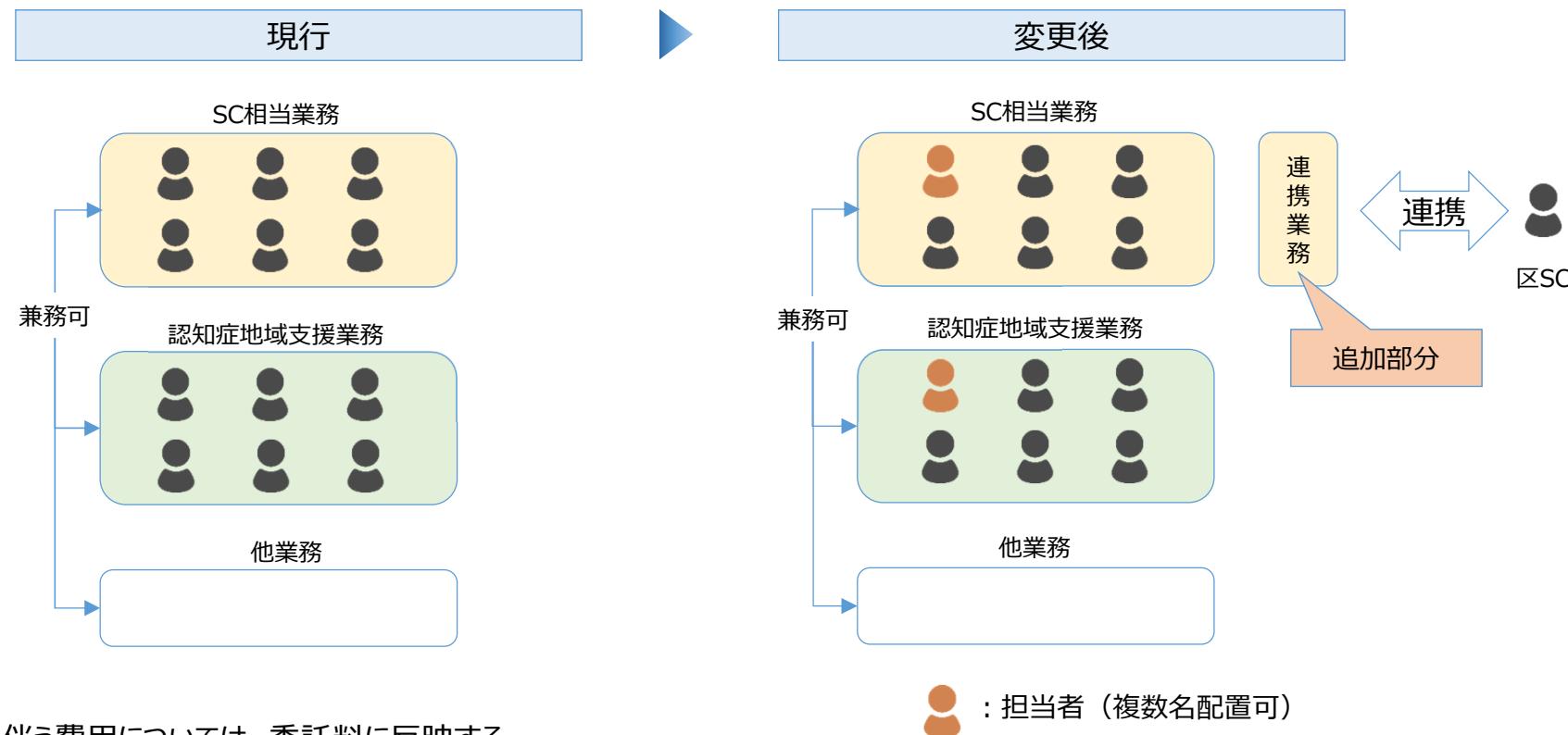
- プロポーザルにより選定された事業者との契約は単年度契約となる。履行状況が良好の場合、最大4回（5年間）まで更新可能。
- したがって、令和9年度版の運営方針は最大5年間（令和9年度～令和13年度）適用される。
- 運営方針の記載内容は原則、次回のプロポーザルまで変更できない。

## 2. 主な変更点について

次の職種を配置するよう明記する。

ただし、現行からの業務追加はほとんどなく、地域包括支援センターに各業務の担当者を配置することが主な目的である。

	業務概要	主な変更内容	備考
生活支援コーディネーター（SC）	高齢者が地域で元気でいきいきと暮らし続けられるよう、住民や関係団体と連携しながら、介護予防の取組み、居場所づくり、生活支援の活動などを推進する。	・SCの担当者を配置する。 ・区SCと連携して対応する。	他業務と兼務可
認知症地域支援推進員	認知症の人および家族への支援業務を行う。	・担当者を配置する。	同上



※人員配置に伴う費用については、委託料に反映する。

### 3. 運営方針の構成図及び変更箇所

